

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当るときは、
その翌日)

目 次

◇ 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課)

◇ 告 示

字の区域の変更(地方課)

生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

国民健康保健法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(保険課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)

林業種苗法による生産事業者の登録の失効(造林課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(四件)(都市計画課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公 告

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

公布された規則のあらまし

◇ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 議会の議員その他非常勤の職員が公務上又は通勤により死亡した場合における葬祭補償の額を、二十五万円(現行二十四万円)に補償基礎額の三〇日分に相当する金額を加えた金額とする」とした。(第六条の四関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第六条の四中「二十四万円」を「二十五万円」に改める。
様式第一号中「国省64世」を「平成元世」に、「国省65世」を「平成2世」に改める。
様式第十号中「240,000」を「250,000」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第六条の四の規定は、平成二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 平成二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第六条の四の規定による金額により支給されたもの又は改正前の規則附則第三項の規定による金額により支給されたもの(その額が五十万円未満であるものに限る。)の支払は、改正後の規則第六条の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第八百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成二年九月十八日現在の地番による。)
大字八橋字大灘	大字八橋字大灘のうち一三三の一から一三三の七まで以外の区域
大字八橋字東大灘	大字八橋字大灘一三三の一から一三三の七まで 大字八橋字東大灘の全域

鳥取県告示第八百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団入 沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀一四八	平成二年八月二十三日
ダイゲン眼科医 院	鳥取市扇町一三三二二	平成二年九月三日
池田整骨院	境港市湊町二〇一	平成二年九月二十七日
有限会社徳吉薬 局松並店	鳥取市松並町二丁目五〇三一 七	"
たかはし薬局	鳥取市湖山町四丁目八〇七	平成二年十月一日
久野内科医院	米子市富益町二二六五一二	平成二年十月五日
歯科ノサカクリ ニック	米子市西福原一二二七七一	"

鳥取県告示第八百八十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び施術所を廃止した旨の届

出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀一四八	平成二年八月一日
池田整骨院	境港市中野町四六六	平成元年二月二十七日

鳥取県告示第八百八十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
たかはし薬局	鳥取市湖山町北四丁目八〇七	平成二年十月一日
池田薬局TOS C千代水店	鳥取市安長二四八一	平成二年九月二十八日
井東眼科クリニ ック	倉吉市新陽町二二二	平成二年十月十一日

鳥取県告示第八百八十八号

郡家町が行う土地改良事業に係る麻生地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年十一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

四 郡家町役場
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百三十三	寺谷政夫	八頭郡智頭町 大字芦津八九	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	寺谷政夫 苗畑	八頭郡智頭 町大字芦津

鳥取県告示第八百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、河原町から八頭中央都市計画下

水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鹿野町から鹿野都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画土

地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）

の一部を次のように改正する。

平成二年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表株式会社鳥取銀行の項中

「米子市上後藤」

を

「米子市上五丁目」

後藤

に改め、同表株式会社とそう銀行の項中

「米子市上後藤」

を

「米子市上後藤
二丁目」

に改める。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成2年11月9日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
- (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- (3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

種別	区分		場 所	受講対象者
	日	時		
経験者講習	平成2年12月5日	午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市桃町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成2年12月13日	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階第13会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間
経験者講習 2時間30分
- (2) 講習科目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）